

北広島町立千代田中学校ほか屋内運動場空調設備整備事業

公募型プロポーザル実施要領

北広島町

令和8年6月30日

1 事業の概要

(1) 事業名

北広島町立千代田中学校ほか屋内運動場空調設備整備事業

(2) 施工場所

北広島町立千代田中学校屋内運動場（広島県山県郡北広島町古保利450番地）【別紙1】

北広島町立豊平学園屋内運動場（広島県山県郡北広島町都志見10914番地）【別紙2】

(3) 履行期間

本契約締結（仮契約後、議会における議案の可決をもって本契約となる）後、令和9年3月16日（火）までとする。

なお、設計業務については、本契約締結後、速やかに実施し、施工業務は町が指定する総括監督員が設計内容を承認した日以降に実施し、企画提案書で示された引き渡し日までとする。

本契約期間には、設計、施工、関係機関への許認可申請、竣工図書の提出までの一切の業務を含むものとし、完了日までに関係機関が発出する書類の原本を町へ提出することとする。

(4) 提案上限額

116,991,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事業目的

本事業は、近年の猛暑による、体育授業等における熱中症リスクの低減を図り、児童・生徒にとって安全・安心で快適な教育環境を確保するとともに、一般開放等において施設を利用する者に望ましい活動環境の整備や、大規模災害時における避難所機能の強化を目的として、空調設備を整備する。

なお、本事業は二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）の令和7年度予算（繰越）及び令和8年度予算を活用して実施する。

(6) 事業内容

本事業は、本事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）が空調設備の設計業務、施工業務を行い、北広島町（以下「町」という。）指導検査監の検査に合格し、速やかに町に引き渡すものとする。

また、事業実施にあたっては、民間事業者の技術やノウハウを最大限活用し、より高効率かつ費用対効果の高い空調機器を選定するとともに、限られた期間内に対象施設の整備を完了させる観点から、公募型プロポーザル方式により最も優れた事業者を選定する。

詳細については、別添「要求水準書」のとおりとする。

なお、本要領及び提出書類等様式集（以下「様式集」という。）に記載がない事項は、本要領等に対する事業者からの質問への回答による。

(7) 事業の方式

設計・施工一括方式（DB方式）とし、公募型プロポーザル方式により優先契約権者を決定する。

(8) 事業の流れ

ア 町は、空調設備の整備に係る提案を公募し、事業者を選定する。

イ 町は、選定事業者との間で、本事業を実施するための契約書を締結する。

ウ 選定事業者は、契約に基づき空調設備の整備のため設計を行い、設計が完了した後速やかに町へ報告する。

エ 選定事業者は、契約に基づき空調設備の整備を実施する。

オ 町は、空調設備整備完了後、指導検査監による検査を行い、検査対象となる空調設備に問題がなければ、引き渡しを受ける。

(9) 選定事業者の業務

別紙「要求水準書」に記載のとおり。

2 応募者の要件

(1) 応募者の定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた単独の事業者（以下、「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下、「構成員」という。）により構成される連合体（以下、「グループ」という。）とし、グループの場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下、「代表事業者」という。）を定めるものとする。

(2) グループの構成員

ア 応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、町がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りでない。

イ 構成員は、他の提案を行うグループの構成員となることはできない。

(3) その他

関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となることはできない。応募者が、応募書類の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。

ただし、町がやむを得ないと認める場合は、資格要件を欠く応募者の変更等（代表事業者を除く。）により、当該要件を満たすものとする。

3 参加資格要件

(1) 共通事項（単独事業者及びグループ）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

ウ 公告の日から本事業の契約締結の日までの間に、営業停止処分又は本町から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。又は、第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

オ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に資本関係や人的関係がないこと。

カ 公告日において、北広島町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、契約締結の日までに登録される予定者も含む。

キ 公告日において、広島県内に本社、本店、支店又は営業所を有する者であること。

ク 町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) グループ

代表事業者及びグループの構成員の全員が上記「3（1）共通事項（単独事業者及びグループ）」に掲げる資格を満たしていること。ただし、「(キ)」の要件については、グループの代表事業者が満たしていればよく、設計業務を実施する者は、「カ」の要件を満たしていない者でも可とする。

(3) 業務別の参加資格要件

ア 設計業務に係る参加資格要件

a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、公告の日において、当該登録を受けてから5年を経過している者であること。

b 国又は地方公共団体の所管する公共施設における空調設備の実設計を行った実績を有していること。

c 要求水準書に示す資格等を有する者を設計管理責任者として配置できること。

イ 施工業務に係る参加資格要件

a 本町の北広島町入札参加資格者名簿（管設備工事）に登録されている者であること。

b 管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の特定建設業の許可を受けており、公告の日において当該許可を受けてから5年を経過している者であること。

c 国又は地方公共団体の所管する公共施設における空調設備工事の施工実績を有していること。（元請又は一次下請を含む。）なお、グループによる施工の場合は、代表者として施行実績があること。

d 要求水準書に示す資格等を有する者を施工管理責任者及び現場代理人として、本業務の工事施工に配置できること。

4 プロポーザルのスケジュール

| 内容 | 期日 |
|------------|--------------------------|
| 現地確認希望受付期間 | 令和8年7月6日(月)まで |
| 現地確認期間 | 令和8年7月6日(月)～令和8年7月10日(金) |
| 参加表明書受付期限 | 令和8年7月10日(金)まで |
| 質問受付期限 | 令和8年7月10日(金)まで |
| 企画提案書提出期限 | 令和8年7月17日(金)まで |
| プレゼンテーション | 令和8年7月 下旬予定 ※詳細は参加者に別途通知 |

5 現地確認の実施

参加を希望する事業者で、現地確認を希望する事業者には、対象施設の確認を行うことができる。

(1) 実施期間

令和8年7月1日(水)から令和8年7月10日(金)まで

土日祝日等の閉庁日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、1校あたり1時間を上限とする。

(2) 申込方法

「現地確認申請書(様式第1号の1)」を記入の上、令和8年7月6日(月)午後5時15分までに、町へ提出(電子メール可、アドレスは「13町の担当窓口」のとおりで、電子メール送信後に電話で受信確認を必ず行うこと。)すること。各事業者の申請内容や学校行事等を調整し、町から現地確認日時を指定する。

6 参考資料の貸与・閲覧

対象施設に関する情報提供のため、竣工図等を希望者に貸与し、本事業の検討のみに使用するものとする。参考資料の取扱いは、協力者以外への配布を禁止とし、取扱いに注意すること。また、使用目的を終えた後には、データ消去を行うこと。なお、図面と現状建物とに相違がある場合は現状を優先する。その相違により事業者に損害が生じても、町は責任を負わない。

7 質問受付・回答

(1) 受付期間

令和8年7月1日(水)から令和8年7月10日(金)まで

受付は、土日祝日等の閉庁日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

(2) 質問方法

「質問書(様式第5号)」を記入の上、令和8年7月10日(金)午後5時15分までに、町へ提出(電子メール可、アドレスは「13町の担当窓口」のとおりで、電子メール送信後に電話で受信確認を必ず行うこと。)すること。

(3) 回答について

- ア 受付期間内に受理した質問には、7月15日（水）までに随時回答する。方法は別途通知する。
- イ 同様の質問が複数あった場合は、一括して回答する。
- ウ 本事業の趣旨からかけ離れている場合には、本町の判断により、回答を行わない場合がある。
- エ 質問者の名称等は、公表しない
- オ 評価に対する質問については、回答しない。
- カ 質問書の提出の有無は、評価に影響しない。

8 応募の手続き

(1) 共通事項

ア 提出書類

応募書類等の正本は押印のある原本（添付書類含む。）とし、副本は正本の写しとする。

イ 提出先

「13 町の担当窓口」とする。

ウ 受付時刻等

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。ただし土日祝日等の閉庁日を除く。個別に定めるもの以外は、持参又は一般書留若しくは簡易書留により郵送し提出すること。

エ 提出書類

| 様式番号 | 様式名称 |
|---------|-------------------|
| 様式第2号 | 参加表明書(単独企業用) |
| 様式第3号の1 | 参加表明書(グループ用) |
| 様式第3号の2 | グループ参加資格確認申請書兼誓約書 |
| 様式第4号の1 | 提案者概要書 |
| 様式第4号の2 | 提案者概要書(同種業務実績) |
| 様式第5号 | 質問書 |

オ 北広島町競争入札参加資格者名簿に登録されていない者のみが提出する書類

- a 最新決算年度の財務諸表（写し可。貸借対照表及び損益計算書。）
- b 町税納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）
- c 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）
- d 印鑑証明書（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）

(2) 参加表明の方法

ア 参加表明

正本1部を提出すること。

イ 提出期限

令和8年7月10日（金）

ウ その他

参加表明書の提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合及び参加資格を有しないと認められた場合は、企画提案書等を提出できないものとする。

エ プロポーザルへの参加承認通知

参加表明に係る書類の確認後、プロポーザルへの参加の認否を電子メールで通知する。

(3) 応募の方法（企画提案書類等の提出）

プロポーザルへの参加承認を受けた事業者は、以下の書類を企画提案書等の提出期限までに提出すること。なお、提出後の提案内容等の修正は一切認めない。

ア 応募

正本1部、副本7部を提出すること。なお、電子ファイルにおいても提出すること。なお、電子ファイルは、全ての様式等を1つのフォルダにまとめて提出するものとする。ただし、メール受信容量が10MBのため、これを超える場合は複数ファイルに分割して送信すること。

イ 提出期限

令和8年7月17日（金）

ウ 提出書類

| 様式番号 | 様式名称 |
|-----------|---------|
| 様式第7号 | 企画提案提出書 |
| 様式第8号 | 提案価格書 |
| 企画提案書1～10 | 企画提案書 |

エ その他

プレゼンテーションの内容や企画提案書等提出されたすべての書類を審査し評価することにより優先契約権者が決定されることから、受注者はその実現に契約上の拘束力を有するものとする。

(4) 応募にあたっての留意事項

ア 実施要領の承諾

応募者は、要領等の記載内容を承諾した上で応募すること。

イ 費用負担等

応募書類の作成及び提出等に関し、必要な費用は全て応募者の負担とする。

ウ 公正な執行

応募者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

エ 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

オ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- a 応募資格がない者による応募
- b 代表事業者以外の者による応募
- c 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募
- d 記名押印のない提案書による応募
- e 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- f 応募者及びその代理人が行った2以上の応募
- g その他募集に関する条件に違反した応募

カ 応募の辞退

参加表明をした者は、企画提案書類等の提出期限の前日までは応募を辞退することができる。この場合において、応募の辞退を希望する者は、「様式第6号 参加辞退書」を「13町の担当窓口」に提出しなければならない。

(5) 応募書類の取扱い

ア 著作権

本事業に関する企画提案書類等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他町が必要と認めるときには、町は企画提案書類等の全部又は一部を使用できるものとする。

イ 特許権等

企画提案書類等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

ウ 応募書類の変更禁止

応募書類は、それぞれの提出期限後において、差し替え、訂正及び再提出することを認めない。ただし、当該提出期限後に、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

エ 応募書類の返却

応募に関して提出された資料は、返却しない。

9 事業者選定方法

事業者の選定は、企画提案に関するプレゼンテーションの審査（非公開）によって行うものとする。その際、プレゼンテーションの出席者は4名以内とする。その他、事業者選定基準による。

(1) プレゼンテーション

ア 日時・場所

令和8年7月下旬を予定。詳細は、町が別途指定した日時等とする。

指定した時刻に遅れた場合には、失格となる場合がある。

イ 実施方法

45分以内とする。(プレゼンテーション30分、質疑応答15分) プレゼンテーションにおいてパソコン等を使用する場合は、町へ事前に連絡すること。なお、大型スクリーンは町で準備するが、パソコン、その他の機材等は各参加事業者にて用意すること。

(2) その他

- ア 事業提案の内容を具体的に説明すること。
- イ 説明時は平易な用語で、わかりやすく説明すること
- ウ その他、詳細については原則として町の指示によるものとする。

(3) 審査及び選定結果について

審査及び選定結果については、「事業者選定基準」のとおり。

10 審査により選ばれた事業者との協議と契約締結

審査により選ばれた事業者は、町との協議により、企画提案内容を踏まえ、詳細な内容を調整し、決定する。協議により、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、仕様書の項目を追加、変更、あるいは削除する場合はある。また、これにより、提案上限金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

11 支払条件

町は、事業者が実施する設計・施工業務に係わる業務委託料もしくは請負代金額について、あらかじめ定める額を業務完了後に事業者を支払う。

(1) 前金払「有り」

前金払の額は、施工業務に関する請負代金額の40%以内とする。

(2) 中間前金払「有り」

既に前金払の支払いを受けているもので、支払条件を満たした場合、適用する。

(3) 部分払「有り」

「(2) 中間前金払」と「(3) 部分払」の双方を請求することはできない。

12 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び円とする。
- (2) 企画提案書類に、要求水準を満たす旨の誓約、及び具体的な対応方策を明確に記載すること。
- (3) 本事業においては、町と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、空調設備が短期間に整備されることを優先することとし、一般的なリスクの内容並びに町及び選定事業者による分担の考え方は、「【別表】主要リスク分担表」のとおりとする。
- (4) 契約の締結に先立って、北広島町議会の承認を受けるものとする。なお、契約の議案が否決された場合、仮契約は解除する。また、仮契約締結時から否決時まで、事業者が調査・設計のために要した経費は事業者の負担とする。
- (5) 事業者は、本事業の実施にあたり、町及び学校と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守すること。

1 3 町の担当窓口

北広島町教育委員会教育課学校総務係

〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田1234番地（北広島町役場3階）

電話：0826-72-7360（直通）

電子メールアドレス：k-kyoikuka@town.kitahiroshima.lg.jp

※ 電子メール送付後、必ず電話にて受信の確認をすること。

【別表】

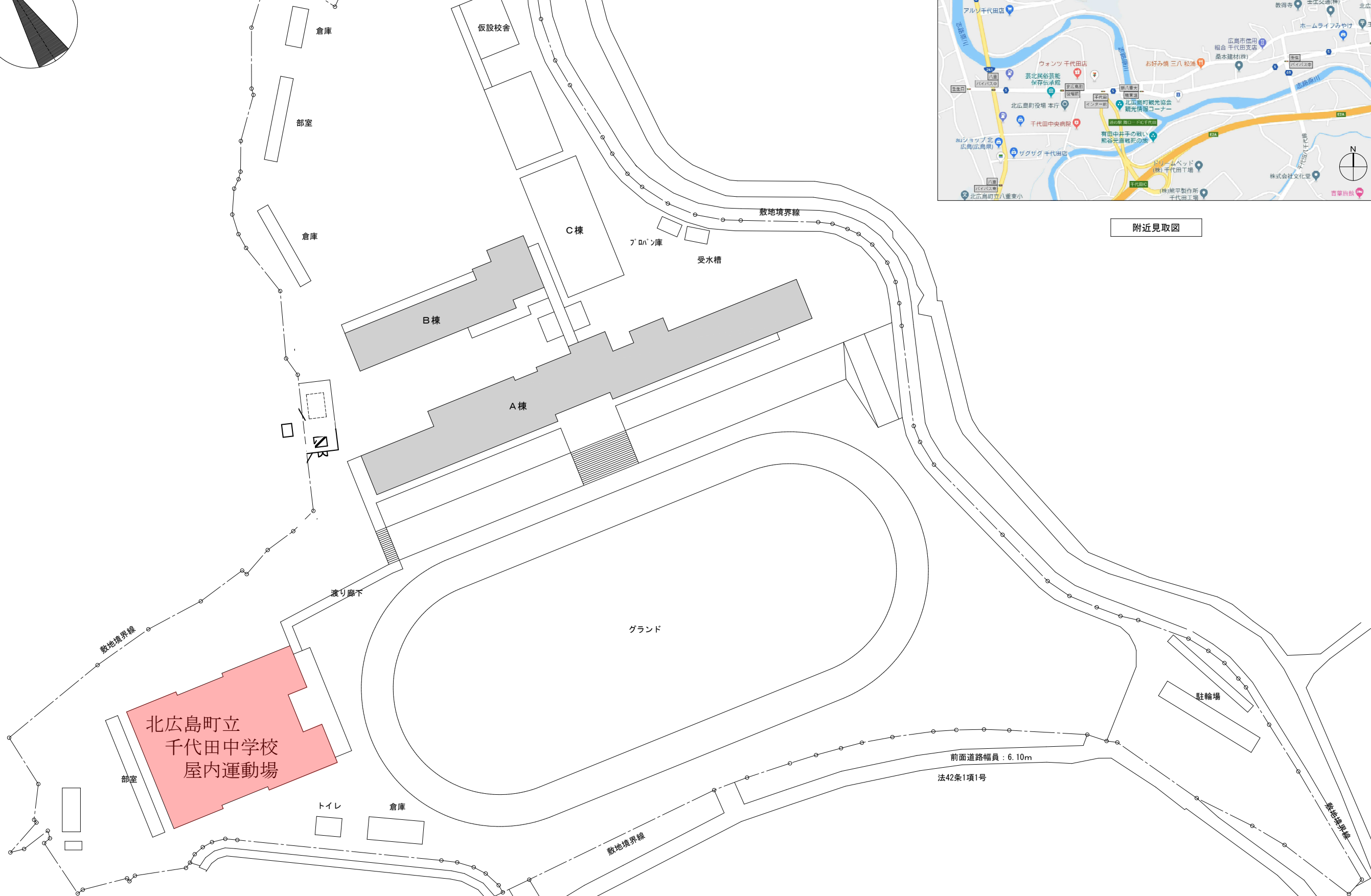
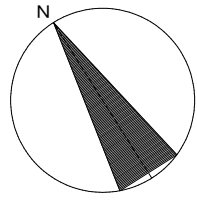
主要リスク分担表（リスク分担凡例：○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者）

| リスクの種類 | | No | 内容 | 負担者 | |
|-----------|----------|----------|---|-------------------------------------|------|
| | | | | 町 | 事業者 |
| 実施要領等 | | 1 | 実施要綱等の各種公表文書の誤りや町の理由による変更に関するもの | ○ | △ *1 |
| 制度 関連 | 法令 変更 | 2 | 本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など | ○ *2 | |
| | | 3 | 本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法 | | ○ |
| | 税制 変更 | 4 | 消費税及び地方消費税に関する変更 | ○ | |
| | | 5 | 事業者の利益に課されるものの新設・変更 | ○ | |
| | | 6 | 上記4、5以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更 | | ○ |
| | 許認 可等 | 7 | 事業管理者として町が取得すべき許認可の遅延 | ○ | |
| | | 8 | 業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延 | | ○ |
| | 政策 変更 | 9 | 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響 | ○ *3 | |
| | 社会 | 住民 対応 | 10 | 空調設備の設置及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応 | ○ |
| 11 | | | 事業者が行う調査、施工等に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応 | | ○ |
| 環境 | | 12 | 事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、周期、有害物質の排出など）に関する対応 | | ○ |
| 第三 者賠償 | | 13 | 事業者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合 | | ○ |
| | | 14 | 町の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償 | ○ | |
| 不可抗力 | | 15 | 計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤など自然災害（落雷、積雪を除く）及び戦争、暴動その他の人為的な事象による空調設備の損害によるもの | ○ *4 | △ *4 |
| 経 済 | 資金 調達 | 16 | 事業に必要な資金の確保 | ○ *5 | ○ |
| | 物価 変動 | 17 | 設計・設置段階の物価変更（空調設備の整備費に関するもの） | | ○ |
| 測量・調査 | | 18 | 事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合 | | ○ |
| | | 19 | 事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合 | ○ | |
| 計画 | 設計 | 20 | 事業者が実施した設計に不備があった場合 | | ○ |
| | 計画 変更 | 21 | 町の要望による設計条件の変更等を行う場合 | ○ | |

| | | | | | |
|------|---------|---------------------------------------|--------------------------------------|---|---|
| 工事 | 工事費増加 | 22 | 事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加 | | ○ |
| | | 23 | 町の責めに帰すべき事由による工事費の増加 | ○ | |
| | 工事遅延 | 24 | 事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合 | | ○ |
| | | 25 | 町の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合 | ○ | |
| | 施設・設備損傷 | 26 | 施工により施設又は設備が損傷した場合 | | ○ |
| 要求性能 | 27 | 工事完了後、町の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合 | | ○ | |
| 技術進捗 | 26 | 計画・設置段階における技術進歩に伴い、空調設備の内容に変更が必要となる場合 | | ○ | |

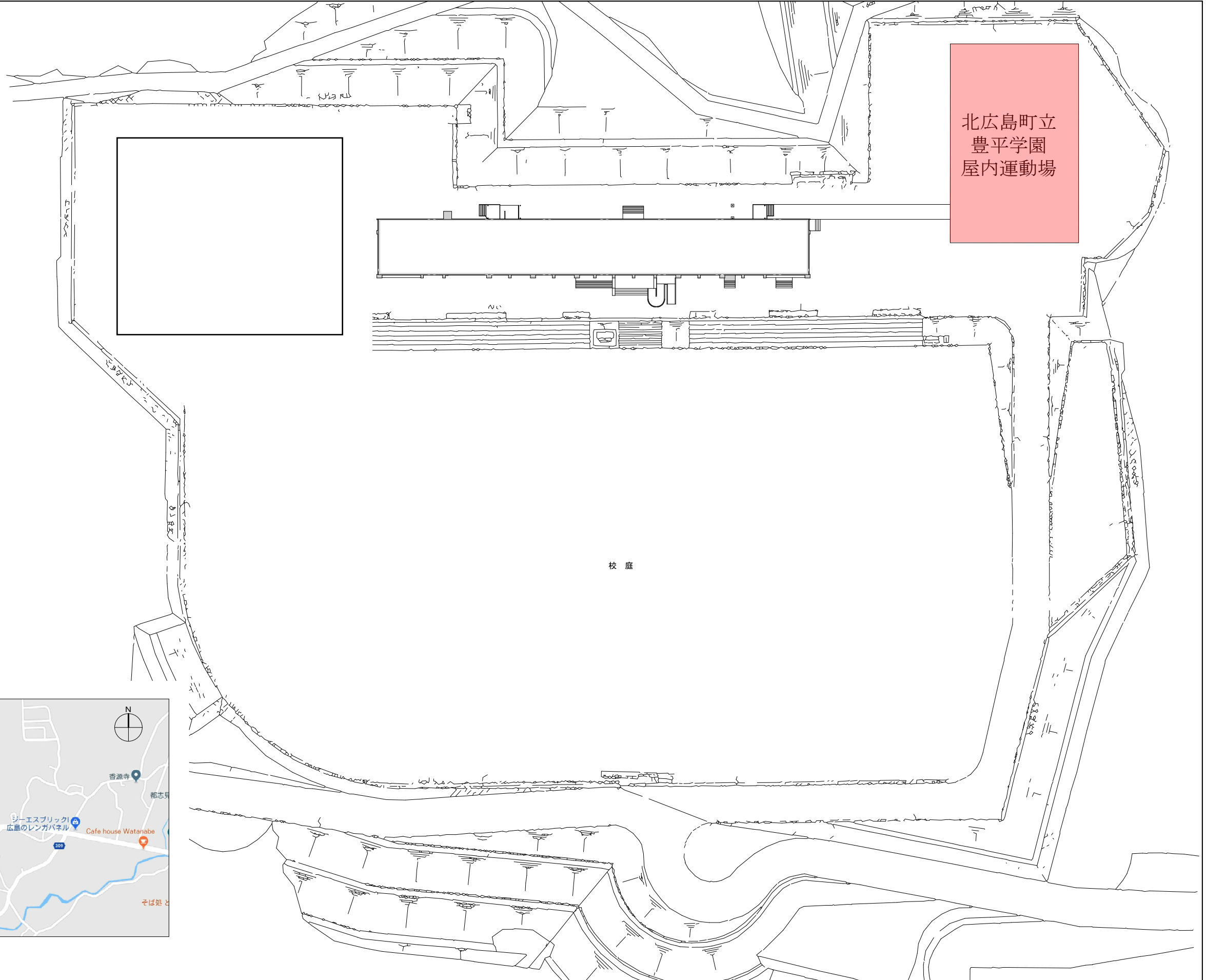
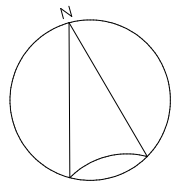
(注釈)

- * 1 町が貸与する参考資料に関するリスクは事業者負担とする。
- * 2 環境関連の基準変更によって導入設備への要求仕様が変更となった場合などについては、基本的に町が負担するが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務付ける。
- * 3 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者追加費用が発生した場合、その費用は町が負担する。
- * 4 不可抗力事由により、町に追加費用その他損害が発生した場合、町は事業者に損害賠償を行わない。落雷及び積雪については発生することを想定し、天気予報や過去の気象観測データを確認するなど、事業者自ら遺漏なく対応すること。
- * 5 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）



附近見取図

| | | | |
|--|------|-----------------------------|---------|
| | CODE | 北広島町立千代田中学校屋内運動場 | 意 01 |
| | DATE | 配置図 附近見取図 【実施要領 別紙1】 | |
| | | 1:600 (A2) 70.07%縮小 (A3) | |



北広島町立
豊平学園
屋内運動場

校庭

広島県山県郡北広島町都志見10914



附近見取図

| | | |
|------|----------------------|-----------------------------|
| CODE | 北広島町立豊平学園屋内運動場 | 意 |
| DATE | 配置図 附近見取図 【実施要領 別紙2】 | |
| | | 01 |
| | | 1:500 (A2) 70.07%縮小 (A3) |